

中央果実協会ニュースレター

果樹を巡る動き

平成27年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて



農林水産省生産局 農産部園芸作物課 計画調整係長 村田 弘幸



果樹を巡る動き
・平成 27 年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて p1

特集
・地理的表示保護制度について p2

中央果実協会からのお知らせ
・平成 27 年度果樹経営支援対策事業の推進と平成 26 年度計画の概要について p5
・平成 26 年度果樹産地発展要因解析調査報告書の概要について p6
・平成 27 年度調査研究事業の実施について p7

リンゴの世界需給(米国農務省) p7

第 17 回全国果樹技術・経営コンクールの募集が始まりました p8

業務日誌: p8
人事異動: p8

果物を食べて
応援しよう!

被災地を応援

農林水産省は、平成 27 年 6 月 5 日に我が国の主要な果樹であるうんしゅうみかん及びりんごについて、需要に即した生産と計画的な出荷を図るために、適正生産出荷見通しを以下のとおり策定・公表しました。

すでに、本出荷見通しに基づく全国生産出荷目標が定められておりますが、本目標の達成と本年産価格の安定に向け、着実な摘果の推進等をお願いします。

1 平成 27 年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し

平成 27 年産うんしゅうみかんの適正生産量及び適正出荷量は、近年の需給動向や着花量等を勘案し、次のとおり策定。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 予想生産量 | 90 万トン |
| (2) 適正生産量 | 90 万トン |
| (3) 適正出荷量 | 81 万トン |
- ア 生食用 72 万トン
イ 加工原料用 9 万トン
うち果汁用 6.5 万トン
うち缶詰用 2.5 万トン

※注: 適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分

2 平成 27 年産うんしゅうみかんの生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるよう調整するための必要な措置

(1) 平成 27 年産うんしゅうみかんの需要量は、92 万トン程度と予想されます。生産面ではおもて年に当たりますが、生産量が隔年で増減する隔年結果の幅が小さくなっていることから、27 年産予想生産量は 90 万トン程度と見込まれます。

このため、本見通しに基づき、生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体は、道県段階及び産地段階等で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組むことが重要です。

なお、近年の消費者の嗜好を踏まえれば、低品位果実では安定した価格は望めないことから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要です。

ア 計画的な生産

① 適正な着果量を確保するため、薬剤利用を含めた摘果等の作業を推進することとします。産地によっては、摘果作業の遅れから着果過多となり、果実の小玉化を招いたり、糖度に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、仕上げ摘果・樹上選果を着実に行うこととします。

② 果実の品質を確保しつつ、生産量に対する出荷用果実の歩留まりを向上させ、果実の安定供給に努めることとします。

③ 極早生品種について、需要に見合った生産を推進することとします。また、極早生品種の出荷量を抑え、品質向上を図る観点から、平成 28 年以降における中晩かん等の優良品目・品種への転換や、品質確保が困難な園地の廃園を視野に入れつつ、適正な品種構成となるような栽培管理計画の検討、推進を図ることとします。

④ 近年、産地により生産量のバラツキが大きくなっていることから、引き続き、きめの細かい隔年結果の是正に向けた取組に努めることとします。

イ 計画的な出荷

① 出荷計画の策定に当たっては、極早生品種から早生品種への切替え、早生品種の一日常たり出荷量の平準化に留意することとします。

② 出荷計画のずれ込みにより急激に在庫量が増加することを防ぐため、出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて

適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、需要と供給のマッチングを図ることとします。

③ 出荷品質基準の徹底により、極早生品種を始めとして、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に努めることとします。

④ 加工原料用果実について、長期取引契約による安定取引に努めるとともに、集荷体制を整備し出荷量の確保を図ることとします。

(2) 計画的な生産出荷の実施に資するため、生産出荷団体は、

ア 生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の計画生産推進

イ 一時的な出荷集中により価格が低下した場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける緊急需給調整特別対策

等の事業を行います。

3 平成 27 年産りんごの適正生産出荷見通し

平成 27 年産りんごの適正生産量及び適正出荷量は、近年の需給動向や着花量等を勘案し、次のとおり策定。

- | | |
|-----------|--------|
| (1) 予想生産量 | 81 万トン |
| (2) 適正生産量 | 81 万トン |
| (3) 適正出荷量 | 72 万トン |
| ア 生食用 | 62 万トン |

イ 加工原料用 10 万トン
うち果汁用 9 万トン

※注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分

4 平成 27 年産りんごの生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるよう調整するために必要な措置

(1) 平成 27 年産りんごの需要量は、83 万トン程度と予想されます。生産面では、一部の産地で大雪による枝折れの被害の影響等が見られたが、主産県では大きな被害はなく、着花量も確保されていることから、26 年産の生産実績 81 万 6 千トンと同程度の 81 万トン程度と見込まれます。

このため、本見通しに基づき、生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体は、道県段階別及び産地段階等で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組むことが重要です。

なお、近年の消費者の嗜好を踏まえれば、低品位果実では安定した価格は望めないことから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要です。

ア 計画的な生産

① 適正な着果量を確保するため、摘果等の作業を推進することとします。産地によっては、摘果作業の遅

れから着果過多となり、果実の小玉化を招いたり、着色や糖度に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、仕上げ摘果・見直し摘果を着実に行うとともに、雪害があった産地においては、結実確保を図りつつ、適正着果量の確保に努めることとします。

② 高品質果実の生産に努めることとします。

イ 計画的な出荷

① 出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、供給量の増加が見込まれる黄色系品種を始めとして、需要と供給のマッチングを図ることとします。

② 出荷品質基準の徹底により、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に努めることとします。

③ 加工原料用果実について、長期取引契約による安定的な取引に努めることとします。

(2) 計画的な生産出荷の実施に資するため、生産出荷団体は、

ア 生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の計画生産推進

イ 一時的な出荷集中により価格が低下した場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける緊急需給調整特別対策

等の事業を行います。

特集

地理的表示保護制度について

農林水産省食料産業局新事業創出課

【はじめに】

平成 27 年6月、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)が施行され、地域で育まれた伝統と特性を有する地域ブランド商品の名称を地域共有の知的財産として保護する新たな制度である、地理的表示保護制度(以下 GI 制度)の運用が開始された。

【GI 制度導入の背景】

我が国の農林水産業・農山漁村を取り巻く環境は厳しさを増してお

り、これを克服し、本来の活力を取り戻すために「攻めの農林水産業」を展開することが喫緊の課題となっている。農山漁村地域には、長年培われた特別の生産方法などにより、高い品質と評価を獲得するに至った商品が多く存在するが、これまでその価値を有する商品の品質を評価し、地域共有の知的財産として保護する制度は存在していなかった。このような状況を踏まえ、農林水産省が検討を重ねた結果、遂に昨年6月に地理的表示法が成立し、我が国の農林水産物・食品に係る GI 制度が創設される

運びとなった。

【GI 制度の大枠】

GI 制度は、登録された商品の品質に国がお墨付きを与え、当該商品の品質管理のチェックや、不正の取締りを行うことで、当該商品の品質やブランド価値の維持向上を図るという点に特色がある。

より具体的には、以下の4つのポイントが挙げられる。

① 产品的名称である地理的表示を当該商品の生産地や品質等の基準とともに登録することで、商品の品質に

について国がお墨付きを与える。

② 基準を満たすものに「地理的表示」の使用を認め、登録標章(GI マーク・図1参照)を付す。その結果、当該基準を守る産品のみが市場に流通することになるとともに、GI マークにより他の産品との差別化が図られることとなる。

③ 不正な地理的表示の使用は行政が取り締まる。その結果、訴訟等の費用の負担なく、地域のブランドを守ることが可能となる。

④ 生産者は登録された団体への加入等により「地理的表示」を使用可能となる。すなわち、登録された産品の地理的表示は、地域共有の財産として地域の生産者全体で使用可能となる。



図1 GIマーク

大きな日輪を背負った富士山と水面をモチーフに、日本国旗の日輪の色である赤や伝統・格式の感じられる金色を使用して日本らしさを表現している。

【GI の登録手続】

まず、GI の登録申請を行い得るのは、生産業者個々人ではなく、一定の要件(生産業者を構成員とする、加入の自由

がある等)を満たす生産者団体である。また、登録し得る産品は、全ての食用に供される農林水産物、飲食料品のほか、政令により指定された一定の非食用の産品(観賞用の植物、畳表等)であるが、酒類、医薬品、化粧品等に該当するものは対象外である。

登録申請後は、形式的な事項に係る審査を経て、申請内容に係る公示が農林水産省のウェブサイトで行われ、当該公示の開始から3か月以内であれば、誰でも意見書を提出することができる。

当該意見書提出期間の終了後は、学識経験者の意見聴取を経て、登録の可否に係る最終的な判断が下されることとなる。そして、登録の決定がされた場合には、申請内容の公示の際と同様に、農林水産省ウェブサイトにおいて登録産品の情報が公示される。

【GI 制度の目指すもの】

GI 制度導入・活用に伴うメリットと、それにより中・長期的に我が国の中で発現することを目指す効果としては、以下の3つのポイントが挙げられる(図2参照)。

① GI 制度に基づき、地域の産品の地理的表示が登録されることで、当該産品の品質の保証による、類似産品との差別化が図られ、産品の価格向上が期待できる(先んじて GI 制度を導入している EU の調査によれば、農林水産物・食品の地理的表示の付加価値は通常品より約 1.55 倍高いとされる。)。この結果、将来的に地域ブランドの保護・活用による農山漁村・地域の活性化につながることが期待される。

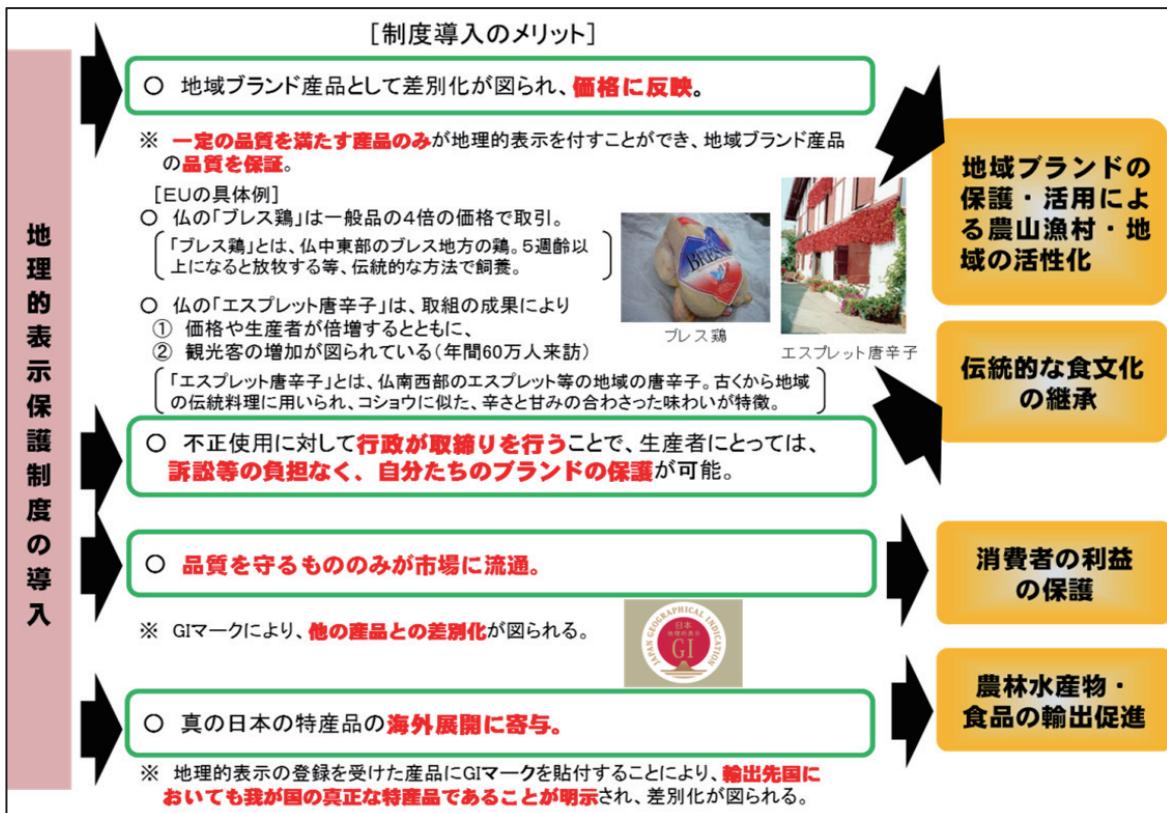


図2 制度の目指すもの

② GI 制度に基づき、不正使用を国が取り締まることで、訴訟の負担がないブランドの保護が可能になる。商標制度のように、権利者自らがブランド価値を毀損する恐れのある不正使用に対応しなければならない場合とは異なり、GI 制度では、地理的表示を地域共通の財産として国が保護していくため、ブランド產品の生産者の負担が相当程度減ることとなる。この結果、地域の伝統的な產品に係るブランド価値の保護が適切に図られ、ひいては伝統的な食文化の継承にも寄与できるものと考えている。

③ 地理的表示が登録されると、生産地や生産方法等に係る基準を守る產品にしか当該表示を付すことが出来なくなる上に、消費者も、名称と共に付された GI マークによって登録產品とそうでない產品とを容易に識別できるようになる。このことは、ひいては消費者の利益にもつながると考えられる。

④ GI 制度に基づき登録された產品には、地理的表示の他に GI マークを付すこととなるが、このマークが目印となり、当該產品が輸出先国においても我が国の真正な特產品であることが明示され、同種他產品との差別化が図られることとなる。このことは、将来的に農林水產物の輸出促進につながり得るものと考えられる。

【登録申請を検討する上でのポイント～果実類を事例に～】

個別產品に係る登録申請を検討いただくにあたっては、その產品に同種他產品と比してどのような異なる特性があり、かつ、当該特性が生産地のどのような特性によりたらされているのか(生産地の特性と產品の特性の結び付き)について明確化することが必要になる。(図3 参照)

それでは、「生産地の特性と產品の特性の結び付きの明確化」をするには、具体的にどのように検討を進めればよいのだろうか。今回は果実類に係る申請を事例に、検討を進める上での2つのポイントについて説明したいと思う。

まず最初に、団体として、申請を検討する果物に、どのような特性があるのかを深掘りして検討いただきたい。その際、果物の特性を、単に「おいしい」「甘い」といった、曖昧な言葉のみで表現するのではなく、物理的な要素(大小、形状など)、科学的な要素(酸度、糖度など)、官能的な要素(食味、色など)などの具体的な要素を交えながら示すことが大切である。とりわけ、果物の特性については糖度が注目されがちであるが、糖酸バランス、ポリフェノールやビタミンの含有量、または大きさや特徴的な形といった要素も有力な特性の候補となり得るものと考えられる。

次に、そのように明確化された果物の特性は、生産地

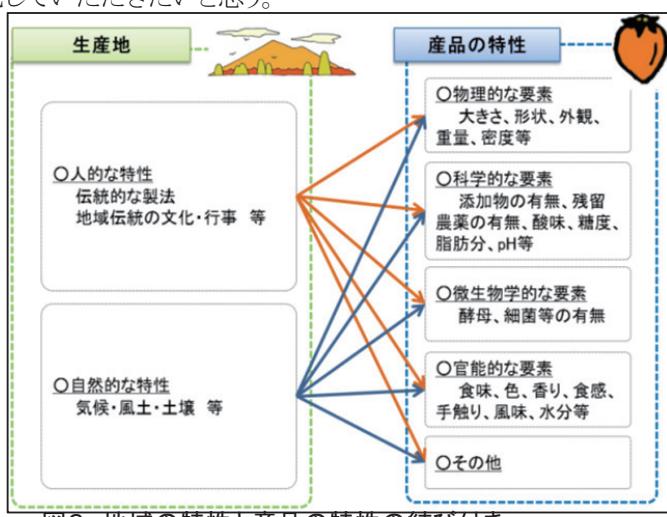
のどのような特性に影響を受けたらされたものなのか、その因果関係を整理・明確化していただきたい。

產品の特性に影響を与える生産地の特性は、①自然的な特性(気温、日照量、降水量や、土壤の性質など)と②人的な特性(品種、その土地で受け継がれている栽培技術など)の2つに大別される。申請を検討する果物を育む生産地が、他の地域に比して多少なりとも差別化される特性は何なのかを以上の特性を足がかりに明確化することが重要である。

例えば、生産地が有する自然的な特性として、申請を検討している果物に合う土壤や、豊富な日照時間を挙げるとすれば、その果物は生産地の自然的な特性による豊かな恵みを受け、その確立された特性を有するに至ったと説明することが可能となるだろう。

また、生産地の人的な特性の例として、地域特有の品種や栽培技術といった要素を挙げることも出来るだろう。近年、果樹は食味を重視した品種改良が進んでいるため、果物の特性が、品種によてもたらされているということも考えられる。仮に、果物の品種が全国的に既に流通している一般的な品種である場合、当該品種を核に生産地の特性を抽出するのは困難なように思われる。しかしながら、そのような場合であっても、地域の気候風土に適した剪定技術、果物を健康に充実させるための肥培管理、園地ごとの収穫熟度管理など、その生産地ならではの特性を活用し、產品の特性との結び付きを説明することもできると考えられる。地域で栽培研究会や勉強会を開催し、そこでの知見の積み重ねが產品の特性と結びついているといった説明ぶりも考えられる。

その果物が長年その土地で栽培され、現在のブランドの価値を築き上げるまでには、まさにその地域ならではの「物語」が存在するはずである。それが何なのかということを「產品の特性」と「生産地の特性」としてそれらの結び付きを核に地域団体での話し合いを重ねてから申請書の中で明確化していただきたいと思う。



【申請を検討する場合のサポート体制】

農林水産省では、GI制度の普及啓発に係る情報提供や、登録申請に係る産地からの相談を一元的に受け付ける支援窓口として、「地理的表示保護制度活用支援中央窓口」(GIサポートデスク)を平成27年5月から(一社)食品需給研究センターに設置している。

この「GIサポートデスク」では、9ヶ所のブロック支援窓口(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州、沖縄)を整備しており、各ブロックを担当するブロック統括アドバイザー(地域産品の特許、商標、意匠や生産行程管理の知識、地域産品を活用した商品開発等の実績を有する専門家)を配置している。

また、今後、全国47都道府県で、登録申請手続の手順紹介や専門家による個別相談を内容とする説明会を開催予定となっている。GIサポートデスクをGI制度を用いた農林水産物・食品等のブランド化にお役立ていただきたい。

●電話番号でのお問合せ先

0120-954-206

受付時間: 平日 10:00 ~ 17:00

※ 平日の 12:00 ~ 13:00

土曜日・日曜日・祝日

夏期(8月12日~8月17日)

年末年始の休業期間を除く

●インターネットでのお問合せ先

<http://www.fmric.or.jp/gidesk/>

【参考資料】

GI制度についてさらに詳しく知りたいという場合は、①のウェブサイトから、各種資料等をダウンロードすることができる。

特に「地理的表示活用ガイドライン」については、GI制度を活用した産地戦略の策定を支援する方々のために策定したものである(②のURLにてダウンロード可能)。地域で制度の活用を考える際に是非御活用いただきたい。

また、①のウェブサイトでは、今後、登録申請の公示や、登録された産品の公示に関する情報提供を行っていく所存であり、個別産品の登録申請状況等に御関心がある場合は、適宜御参照いただきたい。

また、農林水産省では、新規の申請内容、登録内容や、今後開催される説明会の情報等を配信する「地理的表示メールマガジン」を開設している。配信を希望される場合は、③のURLにて登録できるので、ぜひ御検討いただければ幸いである。

①地理的表示に関する農林水産省ウェブサイト

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

②地理的表示活用ガイドライン

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/process/pdf/doc14.pdf

③地理的表示メールマガジン登録用 URL

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

バックナンバーはこちら

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/mailmag/index.html

中央果実協会からのお知らせ



平成27年度果樹経営支援対策事業等の推進と平成26年度計画の概要について

平成27年度は、果樹経営支援対策事業をはじめとする事業の見直しが行われ、新たな果樹対策(～平成31年度)がスタートとともに、4月27日には新たな果樹農業振興基本方針が公表され、この実現に向けた果樹農業の振興が図られることとなりました。

1 平成27年度果樹経営支援対策事業の進捗状況について

4月末に締切りを行った27年度第1次事業計画については、申請内容の審査から計画承認、交付決定に至る事務処理が終了していますが、その計画申請額をみると、昨年度の金額を大幅に下回るレベルとなっています。

今年度から主要落葉果樹の改植が定額化されたことにより、改植事業の要望額が増加することが見込まれます。しかし現時点では、新対策についての産地への周知

と産地での検討にある程度の時間がかかること、また、新対策のうちの新植等については、対象品種等を産地計画に位置付ける必要があるために、第2次事業計画以降の取組にならざるを得ないことから、事業計画の申請が先送りされた可能性があります。

いずれにせよ、今年度の事業推進の鍵を握るのは、これから取組みいかんです。当協会としては、5月下旬から6月中旬にかけて、全国6か所で果樹対策事業推進のブロック説明会を開催したほか、各県基金の要請に応じて説明を行い、また、昨年度に引き続き、農業者向けのチラシの配布などを行いました。

今後とも道県基金協会をはじめとする関係者におかれましては、これらを活用し、本事業の更なる現地への徹底、新対策での運用改善点のPR等、一層の推進をお願いいたします。

2 今後のスケジュール、事務手続き等について

今後の公募スケジュールについては、本協会への計画申請の締切りを昨年度と同様の時期とし、第2次計画を9月30日(水)、第3次計画を12月16日(水)としています。

一方、事務手続きについては、昨年度と異なるところがあります。即ち、新たな基本方針に基づき産地計画を策定した産地協議会のみが事業対象となること、また、新対策を実施する際の要件等について、新たな産地計画に位置づける必要があることです。

しかし、産地計画の改定を待つていては事業実施が大幅に遅れるため、経過措置として、確約書を提出して頂くことにしており、その内容・様式については、第2次及び第3次計画の公募前にお知らせします。いずれにせよ、正式な産地計画の策定は年内としても、新植等を実施しようとすれば、事業計画申請前までに対象品種等を関係者の合意の下に決定しておく必要があり、従来の県振興計画から産地計画の策定スケジュールとは異なった取組み方が必要になろうかと考えられます。

なお、これまでどおり、災害関連での事業実施の場合は、事業実施計画の申請を随時受け付けることとしています。また、キウイフルーツかいよう病(Psa3系統)の場合は、昨年度と同様、事前着工分についても今年度の事業計画に含め、事業対象とするこ

とができます。

また、推進事業については、今年度から整備事業とは別に手続きを進めていただく必要があり、仮に整備事業と申請時期が同じになつたとしても、第1~3次計画の申請とは別に、単独で申請していただくようお願いします。

3 平成26年度事業実施計画の概要

標記計画の概算値が集計できましたので、その概要を紹介します。果樹経営支援対策事業の補助金額は、平成22~24年度の間、25億円台とほぼ横ばいで推移してきましたが、25年度は自然災害が多かつたため、これに対応して整備事業が増加し、31億円台となりました。26年度はさらにこれより伸びて、約32億円となりました。

(1) 果樹経営支援対策事業

補助金額は32億08百万円となり、前年度(31億29百万円)に比べ79百万円、3%のわずかな増加となりました。内訳は、整備事業が30億91百万円、推進事業が59百万円、推進事務費が57百万円となっています。

整備事業をみると、改植・高接ぎが19億01百万円で全体の62%を占めています。前年度と比較すると、モノレールが1億60百万円の増であったのに対し、昨年度は自然災害(霜害、干ばつ)への対応によ

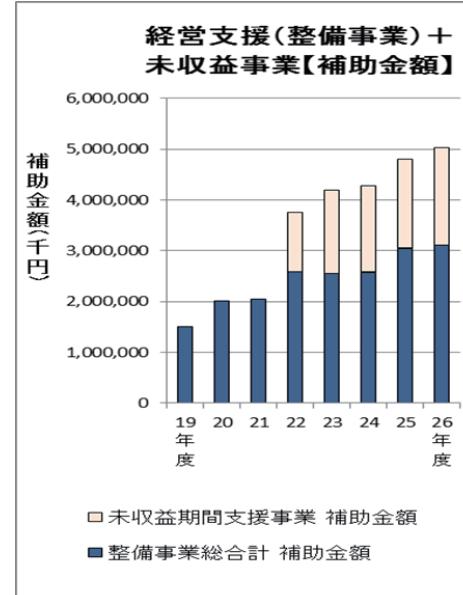
り事業量が多かった防霜施設の整備、用水・かん水施設の整備が減少しています。

推進事業をみると、大苗育苗ほの設置が補助金額で全体の93%を占めており、他の事業項目がほとんど見られません。これらへの取組みを推進することが課題となっています。

(2) 果樹未収益期間支援事業

補助金額は、19億09百万円となり、前年度(17億55百万円)に比べると、1億54千万円、約9%の増加となっています。

経営支援事業等の年次別推移(補助金額)



平成26年度果樹産地発展要因解析調査報告書の概要について

1. はじめに

果樹生産の大幅な減少は、果樹産地における担い手の減少と高齢化、傾斜地等の不利な立地条件、基盤整備の遅れ、消費者ニーズに即した品種の導入の遅れ、販売価格の低迷など、産地毎に多くの原因が考えられます。各

産地においては、これらの不利な条件を克服するための様々な努力が行われていますが、今後、果樹対策事業の適確な実施等のためには、各産地の置かれている条件を明確に把握し、それに見合った適切な対応策を検討していくことが不可欠

となっています。そこで、果樹産地毎の生産減少とその要因を解析する調査を、一般財団法人農林統計協会に委託して実施しました。以下に調査報告書の概要を紹介いたします。詳細は当該報告書(当協会ホームページ <http://www.kudamono200.or.jp/JFF/>)

kokunai/h26chosa_siryo/26kazuyu_hattenyouin.pdf)をご覧下さい。

2. 調査結果の要旨

「果樹産地発展要因解析シート」で主要果樹県の代表的な産地を12指標で当該品目産地平均と比べると、青森県の代表的な産地は多くの指標でりんご産地平均を上回っている。また、静岡県三ヶ日町や愛媛県吉田町、熊本県熊本市などは多くの指標で柑橘類産地平均を上回っている。

「産地ごとの樹園地面積増減率と樹園地のある農家数減少率との相関分析」では、産地を減少率の低いAから減少率の高いDまで4つに類型化すると、減少率の低いA、B類型に入っている産地は、果樹に特化している大規模産地で、かつ担い手の規模が大きく、労働力を確保している産地が多かった。

比較的減少率の少ないA、B類型における1戸当たり規模を見ると、規模の大きい産地が占めていることが分かった。

また、大規模層への樹園地の集積状況を見ると2ha以上の大規模階層のうち、集積面積率の最も多い階層は2~3haである産地が多い。しかし北海道余市町、青森県弘前市旧清水村、三ヶ日町のように3~5haが最も多く、受け手が2~3haから移行している産地が出現していることが分かった。

「果樹産地の発展要因解析(将来性分析)」は、将来用いることの出来る資源がいかに確保されているかを評価したものであるが、品目別に見

るりんご産地が最も高く、落葉果樹産地、柑橘類産地となっている。

りんご産地が高いのは規模、労働力で経営資源が確保されていることが評価の高さに繋がった。柑橘類産地では労働力が確保されていないことがマイナス評価に、落葉果樹産地は、規模が小さなこと、改植の動きが他の産地に比べて弱いことなどがマイナス評価に繋がった。

「主成分分析」では、第1主成分は、個別経営の規模、労働力保有など経営体力に関わる値が正で高いことから「担い手体力」軸と、第2主成分は、産地の活動の活発さに関わる値が正で高く、耕作放棄地の数値が低かったことから「産地活力」軸と名付けられた。

この2つの軸の座標の上に産地をプロットすると、基本的に左下から右上に向かって、D、C、B、A類型という配置となった。すなわち、「担い手体力」度及び「産地活力」度の高さが、産地の維持に大きく関わっていることが分かった。

平成27年度調査研究事業の実施について

中央果実協会では、果樹経営支援対策事業等の果実等生産出荷安定対策事業の効果的・効率的実施に資するため、国内及び国外の果樹の生産・流通・消費に関する情報の収集を行うとともに、国産果実の普及啓発を一体的に行っています。

平成27年度は、

①農林業センサス調査、農業経営統計調査、果樹経営支援対策事業等の実績をベースとして、果樹農業の生産構造を道府県・主産地

別、時系列的に分析を行い、果実産出額の推移等他のデータを加え主産地の今後の動向等を考察し、産地の発展の条件を提示する「果樹産地生産構造動向分析調査」

②果樹農業の現場における多様な取組について、経営発展の軌跡を類型化し、産地や個別経営の新たな取組のモデルを提示する「高付加価値型果樹経営動向調査」

③国産果実の消費拡大の方向性を見極め、消費者ニーズの変化等に的確に対応した商品提供や販売方法等の工夫のため、全国の消費者を対象に、果物に関する消費動向、嗜好性、消費形態、購買行動等を調査する「果樹の消費に関する調査」

④今後、輸出拡大が期待される米国、台湾等の果実消費先進国及び果実の主要生産国の果実等の生産・流通・加工・消費及び価格等に係る基礎的な情報、需給動向、消費志向、果実貿易の実態等についての最新の情報を収集・解析し、関係機関等へ広く情報提供を行う「海外果樹農業情報収集提供事業」

を行うことにしています。

2014/15年 リンゴの世界需給 (米国農務省6月12日公表)

2014/15年産の生産量は前年を約1%下回り7,090万トンと見込まれる。これはEU、米国で前年を上回ったが、中国、トルコが減少したため。貿易量はロシアによる禁輸措置の影響で3%減少する見込み。

ロシアは新規植栽の拡大もあり生産量は10%増加し160万トンの見込み。昨年8月に特定国からの輸入を禁止しが、それでも輸入量は第1位国。

EUは主にポーランドの拡大で生産量は11%増の1,330万トンと見込まれる。輸出量はロシアの禁輸措置にもかかわらず東欧、中東、北アフリカ向けが増加し、6%増の170万トン。輸入量は域内市場が飽和状態であるため22%減少の見込み。
(P8の左の段に続く)

(公財)中央果実協会

編集・発行所
公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052
東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電話 : 03-3586-1381
FAX : 03-5570-1852

編集・発行人

岩元 明久

印刷・製本

(株) 丸井工文社



当協会 Web サイト
URL:
www.kudamono200.or.jp

(P7 の右段から)

米国の生産は9%増加して510万トン、特に主産地のワシントン州は過去最高を記録。輸出はメキシコ向けを中心に10%増加し93万トン、輸入は13%減の見込み。

チリの生産量は8%減の120万トンの見込み。主産地における晩霜害によるもので品質にも影響がでている。輸出量は16%減の74万トンの見込み。

中国の生産量は5%減の3,780万トンの見込み。主産地において開花期の低温、大雨、干ばつによるもの。加工向けは生産量の減少から20%減少が予想。このため価格が上昇しており輸出環境は悪化している。

アルゼンチンの生産見込み量は64万トンと減少。労働問題等により未収穫園が増加したため。

メキシコの生産量は67万トン。

ニュージーランドは結果樹面積が増加したため、雹害があったにもかかわらず54万トンの生産量で前年を11%上回る見込み。雹害果は加工に回り、輸出量は前年同程度の31.5万トンの見込み。

第17回全国果樹技術・経営コンクールの募集がはじまりました



「全国果樹技術・経営コンクール」は、省力化・品質向上技術の導入や経営改善の面で優れた果樹生産農家・法人等及び団体組織を表彰し、その成果を広く紹介するものです。

平成11年度の第1回から毎年開催されており、昨年の第16回までに319経営(団体)が受賞されています。

1人でも、また仲間同士でも、数多くのご応募をお待ちしています。

詳しくは、最寄りの都道府県の農業改良普及センター、果実基金協会、JA(県本部、単協など)、果樹農業関係団体等にお問合せください。

中央果実協会のホームページでも紹介しています。

<http://www.kudamono200.or.jp/JFF/concours/gaiyou.html>

◎応募締切 平成27年9月11日(金)

◎表彰式(東京) 平成28年2月19日(金)

業務日誌

- 27.5.28 果樹対策事業の推進に関する会議(於 山形県自治会館)
- 27.6.4 平成27年度第1回理事会(於 三会堂ビル)
- 果樹対策事業の推進に関する会議(於 名古屋JAあいちビル)
- 27.6.5 果樹対策事業の推進に関する会議(於 福岡アクロス福岡)
- 果樹試験研究推進協議会通常総会(於 ホテルゆうばうと)
- 27.6.9 果樹対策事業の推進に関する会議(於 岡山サンピーチ OKAYAMA)
- 27.6.10 果樹対策事業の推進に関する会議(於 三会堂ビル)
- 27.6.11 全国果実生産出荷安定協議会第2回かんきつ部会(於 大田市場)
- 27.6.15 果樹対策事業の推進に関する会議(於 北海道庁)
- 27.6.16 全国果実生産出荷安定協議会落葉部会第2回りんご委員会(於 コープビル)
- 27.6.23 平成27年度定時評議員会(於 三会堂ビル)
- 27.6.29 平成27年度公募事業審査委員会(第2回)(於 三会堂ビル)
- 27.7.6 全国果実生産出荷安定協議会総会(於 JAビル)
- 全国果実生産出荷協議会消費拡大部会(於 JAビル)
- 全国果実生産出荷安定協議会落葉部会(於 JAビル)
- 全国果実輸出振興対策協議会総会(於 JAビル)
- 平成27年度全国落葉果樹消費拡大協議会通常総会(於 JAビル)
- 27.7.30 平成27年度全国柑橘消費拡大協議会通常総会(於 大田市場)

人事異動

道県基金協会

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		27.6.18	松本 肇	静岡県協会専務理事
退任		27.6.18	水田拓司	静岡県協会事務局長
就任	静岡県協会専務理事	27.6.18	水田拓司	静岡県協会事務局長
就任	静岡県協会事務局長	27.6.18	渡辺裕之	静岡県協会事務局次長
退任		27.6.30	清原泰夫	大分県協会事務局長
新任	大分県協会事務局長	27.7.1	中島康之	

中央果実協会

役員

区分	日付	名前	
就任	27.6.23	太田 修	全国農業協同組合連合会青森県本部県本部長

評議員

就任	27.6.23	小越慎介	全国農業協同組合連合会愛媛県本部県本部長
退任	27.6.23	阿部 勝	全国農業協同組合連合会静岡県本部前県本部長

職員

区分	新役職	日付	名前	旧役職
採用	審議役	27.6.1	竹原敏郎	
採用	需要促進部長	27.6.16	丸山恵史	